

表2-7-2 青森県環境影響評価条例の対象事業の規模要件（概要）

事業の種類	第1種事業	第2種事業
1 道路		
国道、県道、市町村道等	4車線以上・長さ10km以上	4車線以上・長さ5km～10km
林道	幅員6.5m以上・長さ20km以上	幅員6.5m以上・長さ10km～20km
トンネルの建設	2車線以上・掘削量50万m ³ 以上	
2 ダム、堰、河川工事		
ダム、堰	貯水面積100ha以上	貯水面積50ha～100ha
湖沼開発・放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積50ha～100ha
3 鉄道、軌道		
普通鉄道・軌道	長さ10km以上	長さ5km～10km
トンネルの建設	掘削量50万m ³ 以上	
4 飛行場		
滑走路の新設	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,250m～2,500m
滑走路の延長	延長500m以上	延長250m～500m
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力1.5万kW～3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力7.5万kW～15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力0.5万kW～1万kW
6 廃棄物処理施設		
焼却施設	焼却能力1日100t以上	
し尿処理施設	処理能力1日100Kℓ以上	
PCB処理施設	すべて	
最終処分場	すべて	
7 公有水面の埋立干拓	面積50ha超	面積25ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
10 工場事業場用地造成事業	面積50ha以上(工業専用地域100ha以上)	面積50ha～100ha(工業専用地域)
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
13 宅地造成事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
14 農用地造成事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
15 工場・事業場		
排ガス量	20万m ³ N/h以上	10万m ³ N/h～20万m ³ N/h
排水量	平均1万m ³ /日以上	平均0.5万m ³ /日～1万m ³ /日
下水汚泥の焼却施設	焼却能力1日100t以上	
16 畜産施設		
牛	飼育数1,500頭以上	
豚	飼育数10,000頭以上	
鶏	飼育数300,000羽以上	
17 ゴルフ場・レクリエーション施設等		
ゴルフ場	9ホール以上	
レクリエーション施設等	面積50ha以上	面積25ha～50ha
18 土石の採取	面積50ha以上	面積25ha～50ha
19 建築物の新築	高さ100m以上	高さ50m～100m

第2節 規制の措置

1 住宅・建築物の省エネルギー性能向上の推進

京都議定書目標達成計画において提示されているCO₂の削減手法のうち、民生部門の半数強を占めるのが建築物の省エネルギーです。このうち、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上、すなわち省エネルギー基準の普及などによることが有力手段の一つとして期待されています。

(1) 省エネ法に基づく建築物への省エネ措置の適合チェックの実施

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」は、従来から、オフィスビル、大規模店舗、ホテル及び病院等特定建築物の建築主に対し、省エネ措置の努力義務が規定されてきました。平成15年4月には、住宅を除く全ての建築物に対象用途が拡大し、省エネ措置の届出が義務化され、平成18年4月には、新築及び増改築のみであった対象行為が、大規模修繕・模様替や一定設備の設置・改修についても拡大適用されるとともに、住宅についても非住宅建築物と同様に届出対象として位置づけられました。

平成21年4月には、これまで省エネ措置が著しく不十分な計画の建築主等に対しては、法に基づき必要な指示を行い、その指示に従わない場合には、その旨を公表できるとした規定に命令（罰則）できる規定が追加され、制度の強化が図られました。

また、平成22年4月からは、床面積2,000㎡以上の建築物へ義務化されていた届出が、300㎡以上2,000㎡未満の建築物の新築、改築及び増築を行う場合にも義務化されます。（表2-7-3、表2-7-4、図2-7-2）

表2-7-3 省エネ計画書届出件数等の状況

年 度	届出件数	指示件数	
		指示件数	公表件数
18	60 (4)	0 (0)	0 (0)
19	69 (7)	0 (0)	0 (0)
20	56 (6)	0 (0)	0 (0)

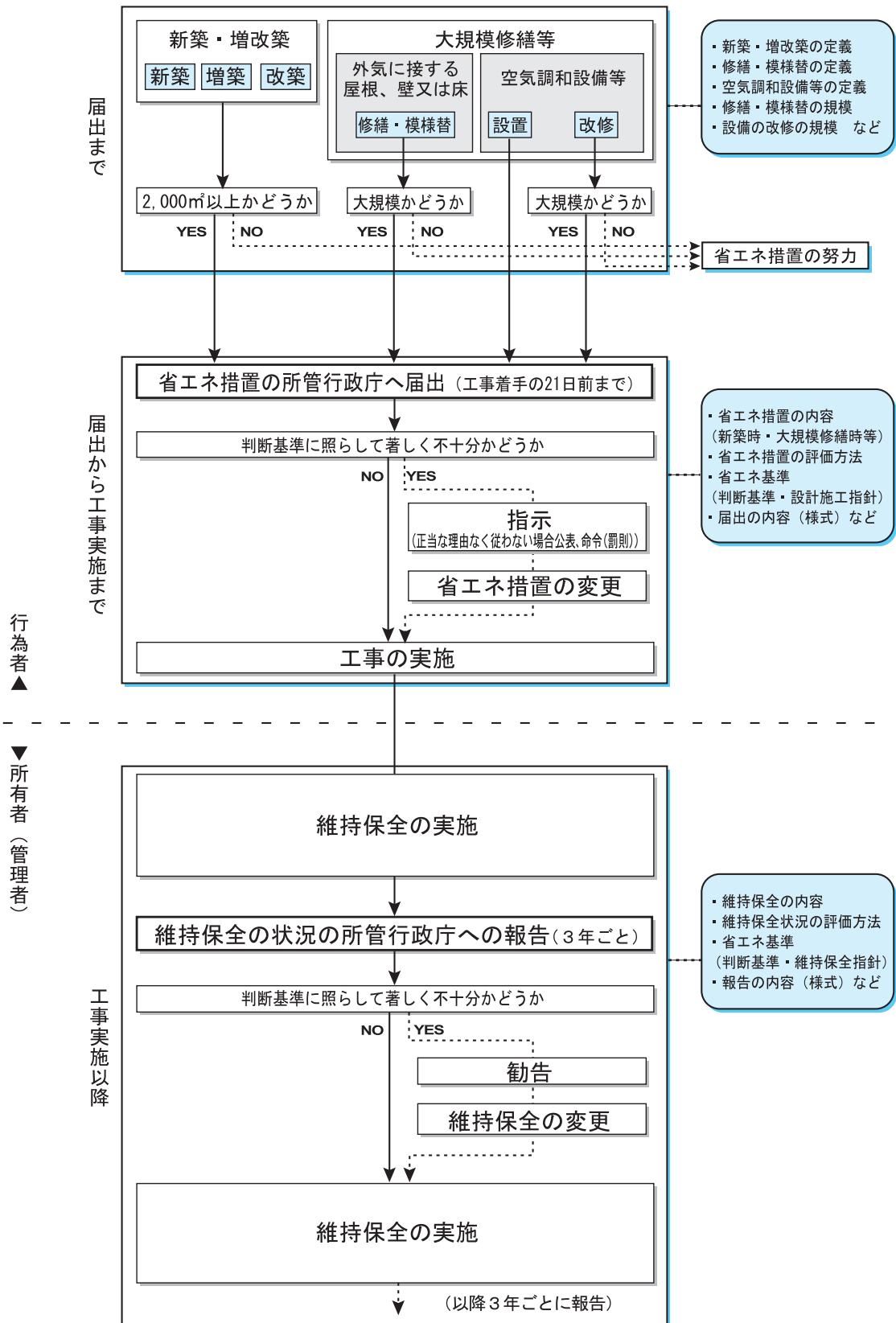
(注) () 内は住宅 (内数)

表2-7-4 省エネ措置の項目と評価指標

項 目		効率的な措置	評価指標 (用途別基準値は省略)	
建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止		適切な配置計画・平面計画、外壁窓等の断熱の向上、窓からの日射の制御等	年間熱負荷係数 (PAL) 1年間の冷暖房に必要とする単位面積あたりの外部から侵入する熱と内部で発生する熱の合計を示したもので外壁等の断熱性能が高いほど値は小さくなる。 $PAL = \frac{\text{屋内周囲空間の年間熱負荷 (MJ/年)}}{\text{屋内周囲空間の床面積 (m}^2\text{)}}$	
建築設備に係るエネルギーの効率的利用	空調設備	適切な制御方法、効率の高い熱源等	CEC/AC	エネルギー消費係数 (CEC) 各種設備が1年間に消費するエネルギー量を一定の基準で算出したエネルギー消費量で除したもので効率性が高いほど値は小さくなる。 $CEC = \frac{\text{年間エネルギー消費量 (MJ/年)}}{\text{年間仮想エネルギー消費量 (MJ/年)}}$
	空調以外の換気設備	適切な搬送計画、制御方法等	CEC/V	
	照明設備	昼光利用等の照明制御等	CEC/L	
	給湯設備	配管の断熱、効率の高い熱源等	CEC/HW	
	エレベーター	必要な輸送能力に応じた設置計画等	CEC/EV	

(注) 上記指標値の算出のほかに、項目・要素ごとの仕様チェックにより点数化して判断する、ポイント法もある。

図2-7-2 届出及び報告の流れ



第3節 経済的手法の活用

1 経済的手法の活用による産業廃棄物対策

循環型社会の構築に向け、廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進が強く求められており、また、県外からの産業廃棄物の流入に対しては、不法投棄につながる懸念があることなどから、その適正処理が求められています。

このような状況の中、平成13年9月に開催された北海道・北東北知事サミットにおいて、北東北3県で取り組む広域的な産業廃棄物対策の一つとして、「産業廃棄物の発生抑制を図り、リサイクルを促進するとともに県外からの産業廃棄物の流入を抑制するため、産業廃棄物税や搬入課徴金（環境保全協力金）による経済的手法を活用した制度の整備、搬入事前協議の義務化などに向け、共同歩調による取組みを進める」ことが合意されました。

更に、導入する制度の枠組について3県で検討を進めた結果、平成14年8月の知事サミットにおいて平成14年中に制定することが合意され、本県においては、平成14年12月に「青森県産業廃棄物税条例」及び「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」を制定しました。

(1) 青森県産業廃棄物税条例

近年、環境問題への住民の関心が高まってきており、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進が強く求められていること、また、県外からの産業廃棄物の流入に対しては、最終処分場がひっ迫していることや不法投棄につながる懸念があることなどから、その抑制が強く求められています。

このような状況を踏まえ、産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、平成14年12月に「青森県産業廃棄物税条例」を制定し、平成16年1月から実施しています。

この産業廃棄物税は、都道府県が独自に実施する法定外目的税ですが、産業廃棄物が広域的に移動することや不適正処理があった場合には環境への影響が広範囲に及ぶことなども考慮し、岩手県及び秋田県と連携して、同一の課税の仕組みにより実施しています（図2-7-3）。

< 産業廃棄物税条例の概要 >

納める人

産業廃棄物の最終処分を委託した事業者又は自ら設置する最終処分場で最終処分を行う事業者の方です。

課税の対象

最終処分場に搬入される産業廃棄物の搬入量に応じて課税します。

税率

産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円です。

徴収の方法

最終処分業者の方が産業廃棄物の搬入量に応じて税を徴収し、申告納入します。

また、自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合には、最終処分を行う事業

者の方が申告納付します。

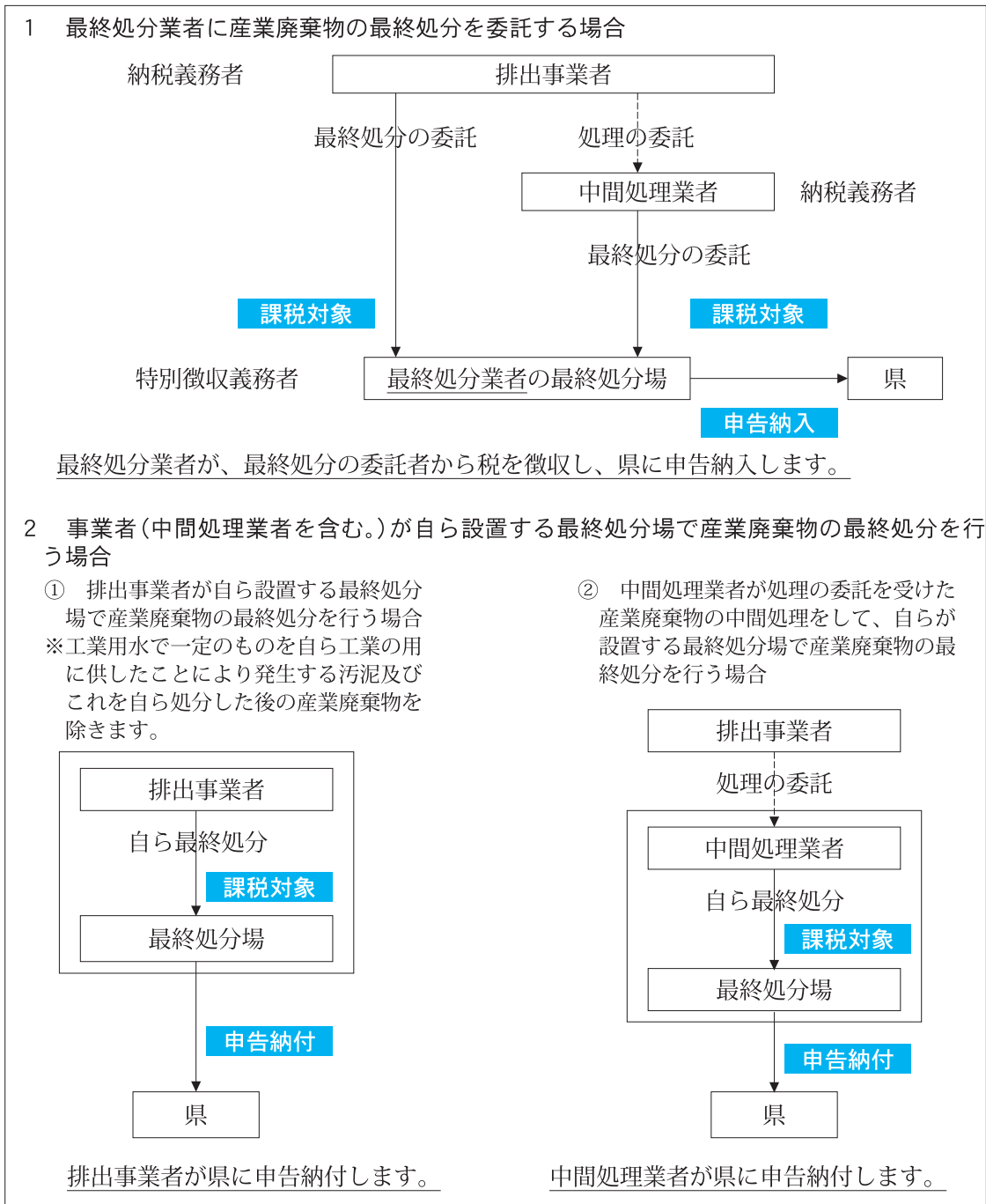
納税の時期

最終処分場に産業廃棄物が搬入された日の翌月末日

税収の用途

産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てます。

図2-7-3 産業廃棄物税の課税の仕組み

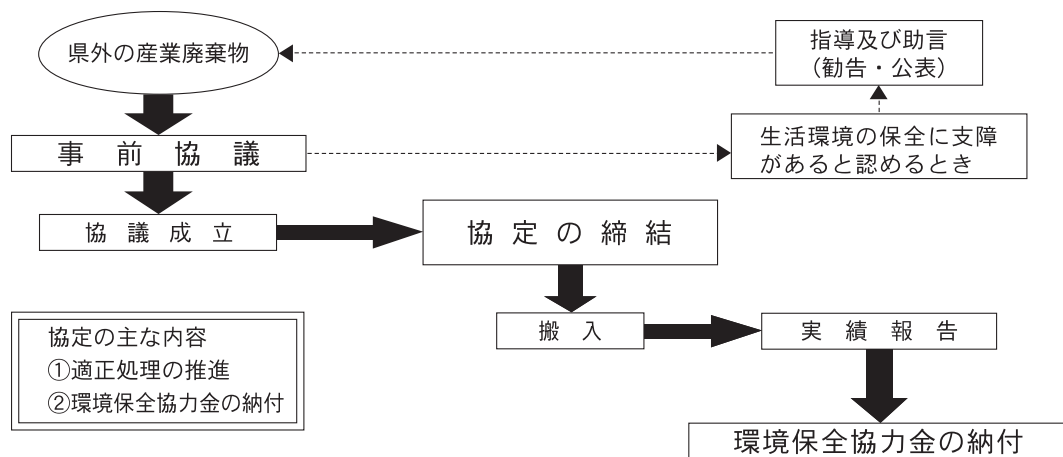


(2) 青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」は、県外産業廃棄物の適正処理の推進と生活環境の保全を図ることを目的に、

- ・事業者に対して、県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入しようとするときに、あらかじめ、当該県外産業廃棄物の種類、量、搬入期間等について、その事業場ごとに協議を義務づけること
- ・協議を行った事業者に対して、県外産業廃棄物の適正な処理の推進、環境保全協力金の納付等必要な事項を内容とする協定の締結の申入れをすることができることを主な内容とし、平成16年1月1日から施行し、平成16年4月以後の県外産業廃棄物の搬入から適用しています（図2-7-4）。

図2-7-4 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の流れ



第4節 調査研究の実施及び監視等の体制の整備

1 調査研究等

青森県環境保健センターにおいて、平成20年度は主として次の項目について調査研究を行いました（表2 - 7 - 5）。

表2 - 7 - 5 平成20年度調査研究項目

調査研究項目	備 考
青森県内の酸性沈着調査結果 - 平成3～19年度のとりまとめ -	青森県環境保健センター 研究報告
青森県内の酸性沈着調査結果 - 平成15～17年度調査結果より -	第34回北海道・東北支部 環境研研究連絡会議

第5節 公害苦情処理・紛争処理の推進

1 公害紛争処理

公害問題をめぐる紛争処理機関として、県では、青森県公害審査会を設置しており、原則として、紛争当事者からの申請により、あっせん、調停及び仲裁を行うことにより、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図ることとしています。

平成20年度に同審査会が受け付けた事件は、事業所から発生したアスファルト合材の粉じんが販売車両に付着した被害に対して損害賠償等の調停を求めた事件、牛舎内の牛の糞尿から生じる悪臭及びハエ等の害虫に対してそれらの発生防止等の調停を求めた事件の計2件であり、それぞれ翌年度に処理が繰り越されています。

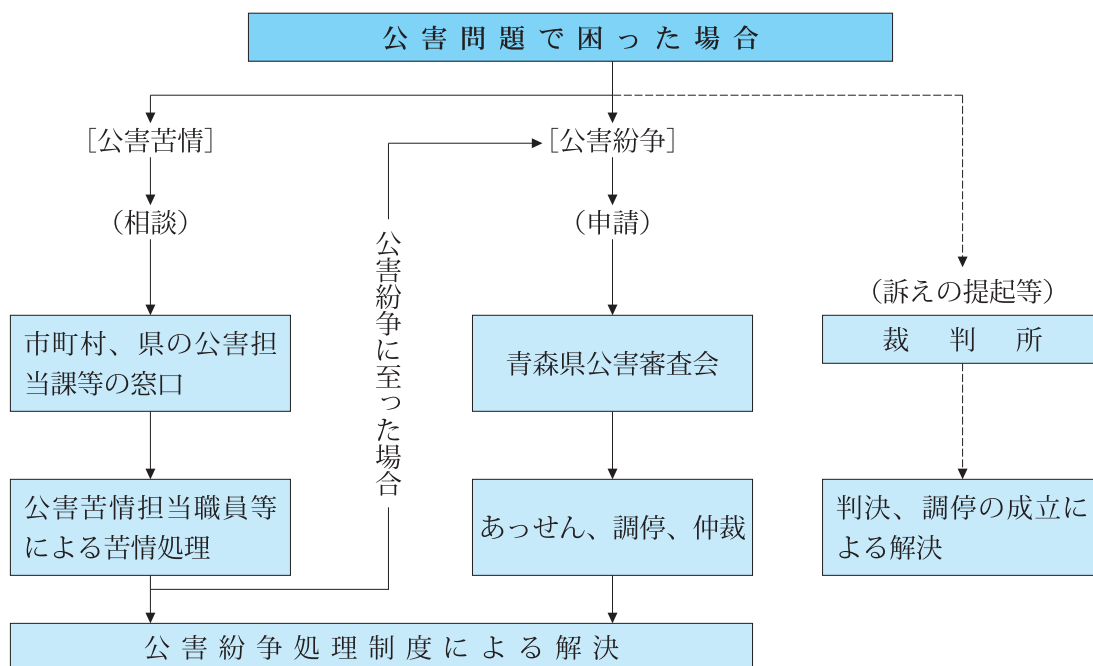
なお、これ以前に係属した事件としては、昭和47年の青函トンネル工事に伴う排水による被害に対して漁業補償の仲裁を求めた事件、平成2年の青森県農協協会館建設工事に伴う地盤沈下による被害に対して損害賠償の調停を求めた事件、平成3年の砂採取現場からの砂粉じん飛来による家屋の損傷等に対して損害賠償の調停を求めた事件、平成7年のホテル建設工事に伴う地盤沈下による被害に対して損害賠償の調停を求めた事件があります。

2 公害苦情処理

公害に対する苦情については、原則として各市町村が処理を行っていますが、県においても、環境政策課及び各環境管理事務所が処理を行っています。

なお、公害紛争処理制度の仕組みについては、図2-7-5のとおりです。

図2-7-5 公害紛争処理制度の仕組み



3 公害苦情の概況

平成19年度に県及び市町村が新たに受理した公害苦情件数は表2-7-6のとおり1,042件で、前年度の1,108件と比べて66件（6%）減少しています。

表2-7-6 公害苦情件数の推移

年 度	新規受理件数	対 前 年 度		指 数 (元年度 = 100)
		増 減	増減率(%)	
元	666	31	4.9	100
2	719	53	8.0	108.0
3	755	36	5.0	113.4
4	990	235	31.1	148.6
5	882	108	10.9	132.4
6	732	150	17.0	109.9
7	808	76	10.3	121.3
8	882	74	9.2	132.4
9	1,052	170	19.3	158.0
10	883	169	16.1	132.6
11	877	6	0.7	131.7
12	1,077	200	22.8	161.7
13	1,079	2	0.2	162.0
14	1,083	4	0.4	162.6
15	1,095	12	1.1	164.4
16	1,100	5	0.5	165.2
17	1,112	12	1.1	167.0
18	1,108	4	0.4	166.4
19	1,042	66	6.0	156.5

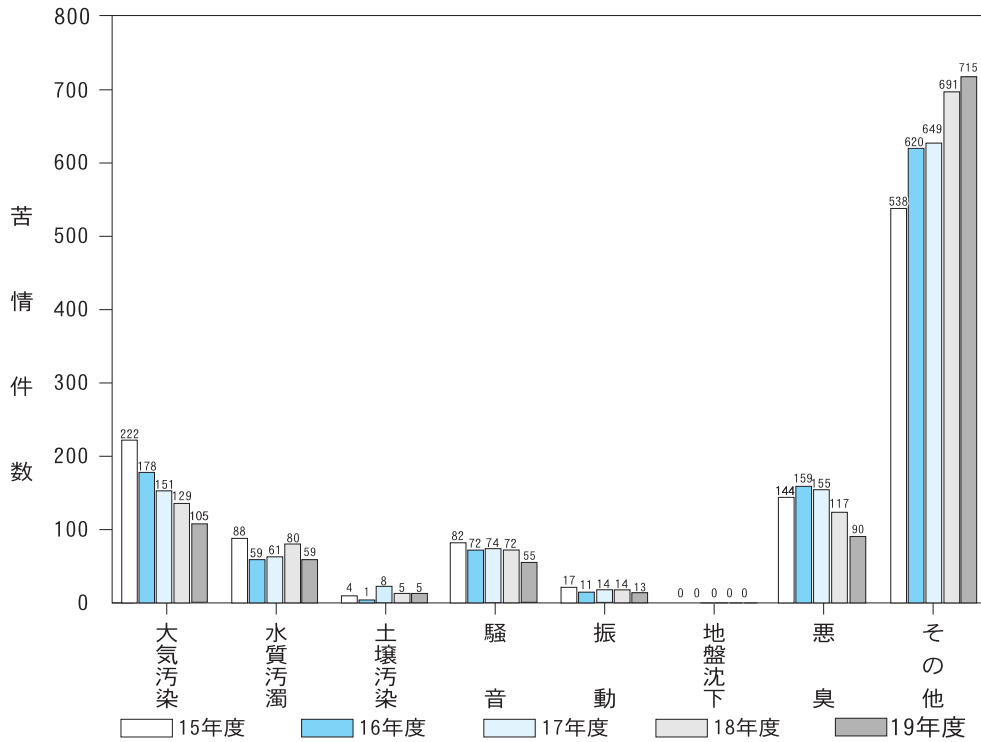
資料：公害等調整委員会事務局「公害苦情調査」

(1) 公害の種類別苦情件数

平成19年度の典型7公害に対する苦情件数を公害の種類別にみると、図2-7-6のとおり、大気汚染が最も多く105件（10.1%）、次いで悪臭90件（8.6%）、水質汚濁59件（5.7%）、騒音55件（5.3%）、の順となっています。

また、典型7公害以外の公害に対する苦情は、廃棄物の不法投棄、害虫等の発生に対する苦情などが該当しますが、これについては715件あり、全体の68.6%を占めています。

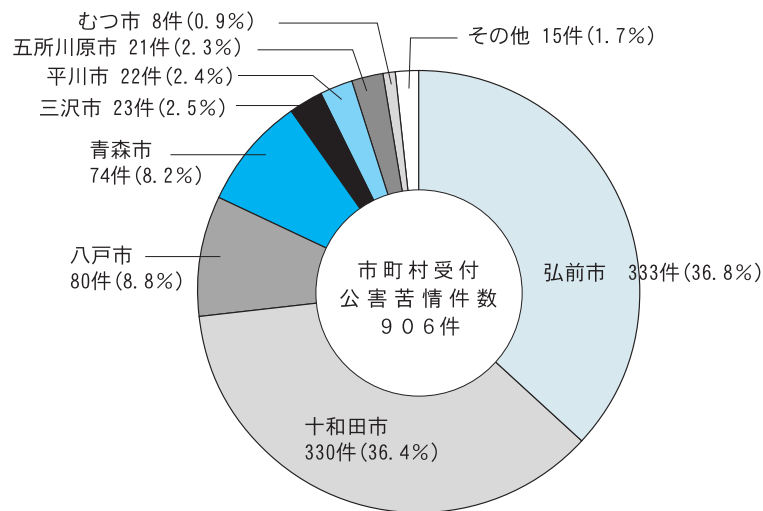
図 2 - 7 - 6 公害の種類別苦情件数



(2) 地域別公害苦情件数

平成19年度に市町村が受理した公害苦情件数は、図 2 - 7 - 7 に示すように市部が圧倒的に多く、市町村受付分906件のうち、891件 (98.3%) を占めています。

図 2 - 7 - 7 地域別公害苦情件数



注)平成20年4月1日現在の市町村区分による

(3) 公害苦情の処理状況

平成19年度に処理すべき苦情件数は、新規に受理した1,042件、前年度から繰り越された14件を合わせた1,056件から、他の機関へ移送した53件を除いた1,003件でした。

このうち、平成19年度中に直接処理 (解決) された苦情件数は911件で、その処理率は90.8%となっています。